

～みんなでまちづくり～ 丸亀市自治基本条例



まちづくりって何だろう？

「まちづくり」と聞くと、道路や公園の整備、建物の建設などを思い浮かべるかもしれません。それだけではありません。

「まちづくり」とは、地域が抱える問題を一つひとつ解決しながら、わたしたちが住むまちをより良くしようと取り組むことであり、皆さんの身近なところにも「まちづくり」の場面はたくさんあります。

登下校時の子どもの安全を見守る



地域のまつりに参加して地域の絆をつくる



清掃活動に参加してまちをきれいにする



広報紙やホームページで市政の情報を入手する



身近なまちづくり

他にもまちづくりに
つながる活動はたくさん！
できることから始めてみましょう！

学校支援ボランティアとして
学校の運営を支える



コミュニティのまちづくり計画や
広報紙を読み、身近な地域を知る



市の計画や施策を形づくる
ためのアンケートに答える



選挙で市政を託す
市長や議員を選ぶ



丸亀市自治基本条例についてご紹介します！

丸亀市のまちづくりを市民の皆さんとともに進めていくための基本的な考え方やルールをまとめたもので、まちの「憲法」とも言えるものです。以下の理念や原則を掲げています。

まちづくりの基本的な考え方～基本理念～（前文）

- お互いに個人として尊重されること。
- 自らの意思と責任に基づいて主体的に行動すること。

まちづくりの基本的なルール～基本原則～（第3条）

①人権尊重

お互いに一人ひとりの人権を尊重することが基本です。

②情報共有

市民の皆さんがあら考え、的確な判断をするためには、まちづくりに関する情報の共有が欠かせません。

③市政へ参画する

機会の保障

市民参画促進のため、市はさまざまな制度や施策によって、広く市政への参画の機会を保障しなければなりません。



④協 動

市民と事業者、市がそれぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重し、協力しあいながらまちづくりに取り組みます。

⑤自主的な自治活動の尊重

地域におけるコミュニティ活動や、NPOのように一定の目的のもとで行われる公益活動のことを「市民の自治活動」といいます。これらの活動においては、市民の自主性を尊重します。

目指す
ところ

自治の進展と自立した地域社会の実現

まちづくりを担う市民、議会、市長等の役割と責務

(第4条～第11条)

市民、議会、市長等が役割を分担し、共に考え、
お互いを尊重しながら、対等な立場でまちづくりを進めます。

市民の権利(第4条)

- ・市の情報を知ること
- ・市の政策形成に参画することなど

市民の責務(第5条)

- ・まちづくりの主体であることを自覚し、自治の推進に努めることなど

市民



市民とは

- ・市内に住む人
- ・市内に通勤・通学する人
- ・市内で事業や活動を行っている法人・団体

協力しながら
まちづくりを
進めます

市議会



議会の権能(第6条)

- ・市民の意思が反映され、適正に市政運営が行われているか監視することなど

議会の責務(第7条)

- ・会議を公開し、情報の共有を行うことにより、開かれた議会運営に努めることなど

市長等



市長の責務(第9条)

- ・市の代表者として市政の基本方針を明らかにし、公正で誠実に職務を遂行すること
- ・市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを進めることなど

まちづくりを進める制度や仕組み(第12条～第20条)

まちづくりの5つの基本原則を具体化するため、市が設けている制度や仕組みなどをご紹介します。

情報共有

●まずは知ることから始めましょう！

まちづくりを進めるうえで大切なことは、まず情報を知ること・伝えることです。市では、市政に関する情報を見出し、市民の皆さんとの情報共有に努めています。

- ・広報まるがめ
- ・市ホームページ
- ・FacebookなどのSNS
- ・情報公開コーナー(市役所1階)など



コミュニティ

●地域の困りごとは住民同士で助け合いましょう！

生活様式の多様化などより、地域には様々な課題が生じています。地域課題を解決していくために、各コミュニティでは「まちづくり計画」を策定して、地域の実情に応じた取組を行っています。



市民参画

●積極的に市政に参加してみましょう！

市では、市民の皆さんの考えをお聞きし市政に反映するなど、市民参画を推進しています。

- ・市民アンケート
- ・パブリック・コメント*
- ・審議会の公募委員
- ・丸亀市eモニター制度など



協 動

●それぞれの得意分野で協力しましょう！

市民や事業者、市民活動団体、市長等が役割分担し、協力してまちづくりを行うことで、より大きな力が生まれます。



*パブリック・コメント：市が条例や基本計画などを制定、改廃するとき、案を公表して、幅広く市民の意見を求めて、それを考慮・反映させて決定する制度。

丸亀市 市長公室秘書政策課

TEL : 0877-24-8839 FAX : 0877-24-8860

E-mail : seisaku-t@city.marugame.kagawa.jp

丸亀市自治基本条例の

全文はこちらから→

